

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年9月28日
【会社名】	株式会社F P G
【英訳名】	Financial Products Group Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 谷村 尚永
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
【電話番号】	03(5288)5656(代)
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 久保出 健二
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
【電話番号】	03(5288)5691(代)
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 久保出 健二
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	一般募集 933,300,000円 引受人の買取引受けによる売出し 672,792,000円 オーバーアロットメントによる売出し 247,350,000円
	(注)1 募集金額は、会社法上の払込金額(以下、本有価証券届出書において「発行価額」という。)の総額であり、平成24年9月21日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。 2 売出金額は、売出価額の総額であり、平成24年9月21日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,000,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1 平成24年9月28日(金)開催の取締役会決議によります。

- 本募集(以下、「一般募集」という。)及び一般募集と同時に行われる後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」に記載の売出し(以下、「引受人の買取引受けによる売出し」という。)に伴い、その需要状況等を勘案し、250,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しとは別に、平成24年9月28日(金)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式250,000株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。
- 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

平成24年10月9日(火)から平成24年10月12日(金)までの間のいずれかの日(以下、「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当			
一般募集	1,000,000株	933,300,000	466,650,000
計(総発行株式)	1,000,000株	933,300,000	466,650,000

(注)1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。

2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。

3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

4 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成24年9月21日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1、2 (発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。)	未定 (注)1、2	未定 (注)1	100株	自平成24年10月15日(月) 至平成24年10月16日(火) (注)3	1株につき発行価格と同一の金額	平成24年10月19日(金)

(注)1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況等を勘案した上で、平成24年10月9日(火)から平成24年10月12日(金)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取る金額)及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は、前記「(1)募集の方法」に記載の資本組入額の総額を前記「1 新規発行株式」に記載の発行数で除した金額となります。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう、以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう、以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.fpg.jp/ir/news.html>)(以下、「新聞等」という。)において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

- 3 申込期間については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定でありませぬ。なお、上記申込期間については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成24年10月5日(金)から平成24年10月12日(金)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成24年10月9日(火)から平成24年10月12日(金)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成24年10月9日(火)の場合、申込期間は「自平成24年10月10日(水)至平成24年10月11日(木)」

発行価格等決定日が平成24年10月10日(水)の場合、申込期間は「自平成24年10月11日(木)至平成24年10月12日(金)」

発行価格等決定日が平成24年10月11日(木)の場合、申込期間は「自平成24年10月12日(金)至平成24年10月15日(月)」

発行価格等決定日が平成24年10月12日(金)の場合、上記申込期間のとおり、となりますのでご注意ください。

- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 5 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。
- 6 申込証拠金には、利息をつけません。
- 7 株式の受渡期日は、平成24年10月22日(月)となります。
株式は受渡期日から売買を行うことができます。
社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」に記載の金融商品取引業者及びその委託販売先である金融商品取引業者の本店及び国内各支店で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 青山支店	東京都港区北青山三丁目6番12号

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	800,000株	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額（発行価格）と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	60,000株	
みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目10番30号	60,000株	
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	60,000株	
株式会社 S B I 証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	10,000株	
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号	10,000株	
計		1,000,000株	

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
933,300,000	9,000,000	924,300,000

(注) 1 引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

2 払込金額の総額（発行価額の総額）は、平成24年9月21日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額924,300,000円については、一般募集と同日付をもって取締役会で決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限231,325,000円と合わせた手取概算額合計上限1,155,625,000円について、全額を短期借入金の返済資金として、平成25年9月期中に充当する予定であります。

当社は、タックス・リース・アレンジメント事業において、当社子会社（SPC）の匿名組合契約に基づく権利を投資家に販売しておりますが、リース開始日時点で、当社子会社（SPC）に当該権利の未販売分がある場合には、投資家に地位譲渡することを前提に、当社が一時的に立替取得を行う場合があります。上記の短期借入金は、当該権利を一時的に立替取得するために調達したものであります。

第2【売出要項】

1【売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)】

平成24年10月9日(火)から平成24年10月12日(金)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に決定される引受価額にて後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	680,000株	672,792,000	東京都世田谷区 谷村 尚永

- (注) 1 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、大和証券株式会社がオーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 2 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 3 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 4 売出価額の総額は、平成24年9月21日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）】

売出価格 （円）	引受価額 （円）	申込期間	申込単位	申込証拠 金（円）	申込受付 場所	引受人の住所及び氏名 又は名称	元引受 契約の 内容
未定 (注) 1、2 (発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とします。)	未定 (注) 1、2	自 平成24年 10月15日(月) 至 平成24年 10月16日(火) (注) 3	100株	1株につき 売出価格と同一 の金額	右記金融 商品取引 業者及び その委託 販売先で ある金融 商品取引 業者の本 店及び国 内各支店	東京都千代田区丸の内 一丁目9番1号 大和証券株式会社 東京都中央区日本橋一 丁目9番1号 野村證券株式会社 東京都中央区日本橋蛸 殻町二丁目10番30号 みずほインスター ズ証券株式会社 東京都千代田区丸の内 三丁目3番1号 S M B C 日興証券株 式会社 東京都港区六本木一丁 目6番1号 株式会社 S B I 証券 東京都中央区日本橋茅 場町一丁目4番7号 極東証券株式会社	(注) 4

(注) 1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況等を勘案した上で、平成24年10月9日（火）から平成24年10月12日（金）までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に、売出価格を決定し、併せて引受価額（売出人が引受人より1株当たりの売買代金として受取る金額）を決定いたします。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.fpg.jp/ir/news.html>）（新聞等）において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 前記「1 売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）」の冒頭に記載のとおり、売出価格と引受価額とは異なります。売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 申込期間については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定ではありません。なお、上記申込期間については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成24年10月5日（金）から平成24年10月12日（金）までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成24年10月9日（火）から平成24年10月12日（金）までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成24年10月9日（火）の場合、申込期間は「自 平成24年10月10日（水）至 平成24年10月11日（木）」

発行価格等決定日が平成24年10月10日（水）の場合、申込期間は「自 平成24年10月11日（木）至 平成24年10月12日（金）」

発行価格等決定日が平成24年10月11日（木）の場合、申込期間は「自 平成24年10月12日（金）至 平成24年10月15日（月）」

発行価格等決定日が平成24年10月12日（金）の場合、上記申込期間のとおり、

となりますのでご注意ください。

4 元引受契約の内容

買取引受けによります。

引受手数料は支払われません。

ただし、売価格と引受価額との差額は、引受人の手取金となります。

なお、引受人の手取金は前記「第1 募集要項 3 株式の引受け 引受けの条件」において決定される引受人の手取金と同一といたします。

各金融商品取引業者の引受株式数

金融商品取引業者名	引受株式数
大和証券株式会社	544,000株
野村證券株式会社	40,800株
みずほインベスターズ証券株式会社	40,800株
S M B C 日興証券株式会社	40,800株
株式会社 S B I 証券	6,800株
極東証券株式会社	6,800株

5 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

6 申込証拠金のうち引受価額相当額は、受渡期日に売出人への支払いに充当します。

7 申込証拠金には、利息をつけません。

8 株式の受渡期日は、平成24年10月22日(月)であります。

株式は受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

3【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	250,000株	247,350,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社

(注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、250,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出しであります。上記の売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.fpg.jp/ir/news.html>) (新聞等)において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 売出価額の総額は、平成24年9月21日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

4【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格(円)	申込期間	申込単位	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	自平成24年 10月15日(月) 至平成24年 10月16日(火) (注) 1	100株	1株につき 売出価格と同一 の金額	大和証券株式会社及びその委託販売先である金融商品取引業者の本店及び国内各支店		

(注) 1 売出価格及び申込期間については、前記「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」において決定される売出価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

2 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをします。

3 申込証拠金には、利息をつけません。

4 株式の受渡期日は平成24年10月22日(月)であります。

株式は受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、250,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式(以下、「貸借株式」という。)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成24年9月28日(金)開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式250,000株の第三者割当増資(本件第三者割当増資)を平成24年11月14日(水)を払込期日として行うことを決議しております。また、同取締役会において、本件第三者割当増資について、会社法上の払込金額は、一般募集における発行価額と同一の金額とすること、会社法上の増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げること、及び会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。

大和証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間(以下、「申込期間」という。)中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成24年11月9日(金)までの間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。(注))、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当に応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、大和証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借受けは行われません。したがって、この場合には、大和証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注) シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成24年10月9日(火)の場合、「平成24年10月12日(金)から平成24年11月9日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成24年10月10日(水)の場合、「平成24年10月13日(土)から平成24年11月9日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成24年10月11日(木)の場合、「平成24年10月16日(火)から平成24年11月9日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成24年10月12日(金)の場合、「平成24年10月17日(水)から平成24年11月9日(金)までの間」

となります。

2 ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である谷村尚永及び当社株主であるHTホールディングス株式会社は、大和証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下、「ロックアップ期間」という。)中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等(ただし、引受人の買取引受けによる売出し等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割に係る新株式発行並びにストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

- ・表紙に当社のロゴマーク  を記載します。

- ・表紙裏に以下の内容を記載します。

1．募集又は売出しの公表後における空売りについて

(1) 金融商品取引法施行令第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下、「取引等規制府令」という。）第15条の5に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間（ 1 ））において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場における空売り（ 2 ）又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（ 3 ）の決済を行うことはできません。

(2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り（ 2 ）に係る有価証券の借入れ（ 3 ）の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成24年9月29日（土）から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成24年10月9日（火）から平成24年10月12日（金）までのいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。

2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引
- ・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）、投資法人債券等の空売り
- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け）を含みます。

2．今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.fpg.jp/ir/news.html>）（以下、「新聞等」という。）において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- ・表紙の次に、以下に掲げる「1．会社概要」から「6．タックス・リース・アレンジメント事業の展開状況」までの内容をカラー印刷したものを記載します。

1 会社概要

FPG Financial Products Group

会社名	株式会社FPG（Financial Products Group Co., Ltd.）
本店所在地	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
代表者	代表取締役社長 谷村 尚永
設立	平成13年11月
資本金	3億3,860万5千円（平成24年9月28日現在）
従業員数	47名（平成24年6月30日現在）
事業内容	タックス・リース・アレンジメント事業 その他事業（保険仲立人業、M&Aアドバイザー業、銀行代理業、金融商品仲介業）

2 沿革

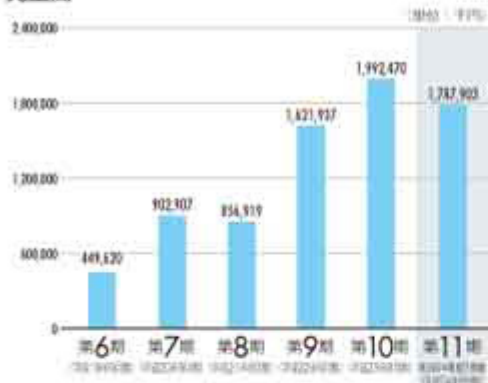
FPG Financial Products Group

平成13年11月	有限会社ファイナンシャル・プロダクト・グループを設立
平成16年2月	株式会社FPGに組織変更及び商号変更
平成16年8月	リース事業に係る匿名組合契約上の権利の売買及び私募の取扱いを開始 海上輸送用コンテナを対象としたオペレーティング・リース事業の取扱いを開始
平成17年1月	東京都千代田区丸の内内に本社を移転
平成20年5月	第二種金融商品取引業者の登録完了
平成20年7月	大阪営業部（現大阪支店）を開設
平成21年6月	福岡営業所（現福岡支店）を開設
平成21年7月	船舶を対象としたオペレーティング・リース事業の取扱いを開始
平成21年10月	名古屋支店を開設
平成22年4月	銀行代理業者の許可取得
平成22年8月	保険仲立人の登録完了
平成22年9月	銀行代理業の業務開始 大阪証券取引所JASDAQ市場（現JASDAQ（スタンダード））に株式を上場（平成24年1月上場廃止）
平成22年10月	M&Aアドバイザー業の業務開始
平成22年11月	保険仲立人業の業務開始
平成23年4月	航空機を対象としたオペレーティング・リース事業の取扱いを開始
平成23年5月	金融商品仲介業の登録完了
平成23年7月	金融商品仲介業の業務開始
平成23年10月	東京証券取引所市場第二部に株式を上場
平成24年2月	九州においてリース事業のアレンジメントを行う合弁会社を設立
平成24年8月	大宮支店を開設

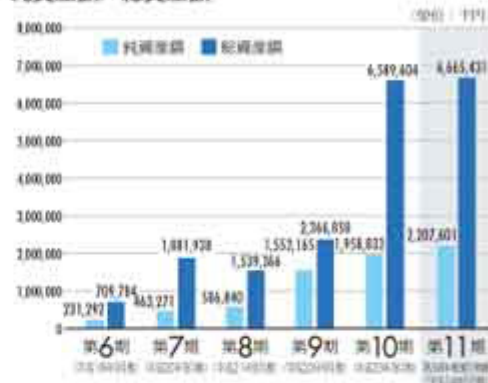
3 業績等の推移

FPG Financial Products Group

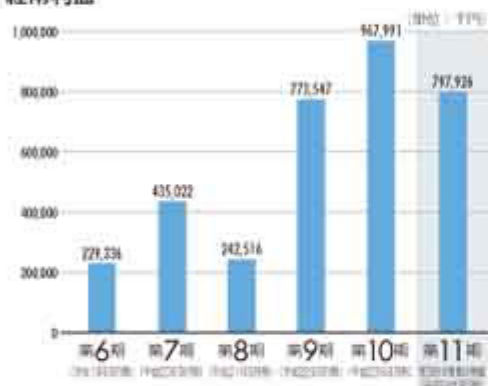
売上高



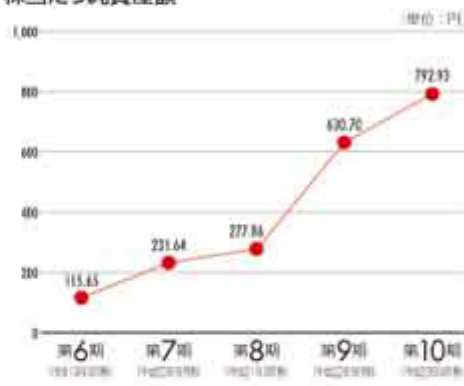
純資産額/総資産額



経常利益

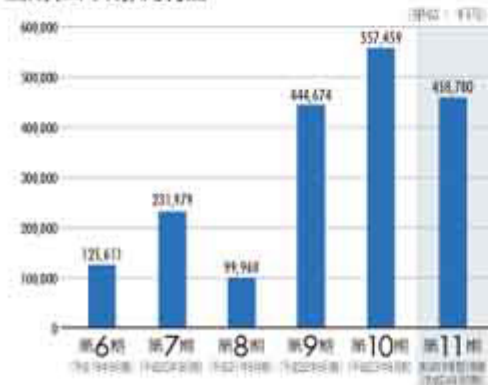


1株当たり純資産額

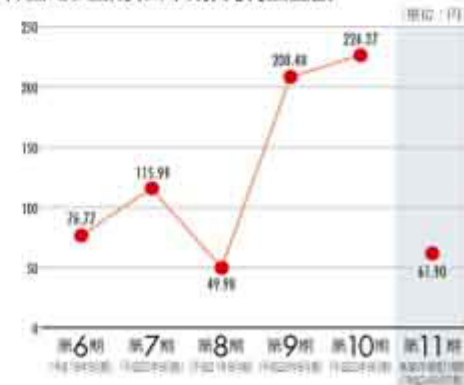


①(注)5(注)6、平成21年11月30日付で株式会社FPGに1,000株、平成23年4月1日付で株式会社FPGに200株の株式取得を行っております。上記2回に於ける株式取得は、FPGの増資による増資によるものであり、増資された金額を記載しております。
②(注)5、平成23年11月30日付で株式会社FPGに200株の株式取得を行っております。上記2回に於ける株式取得は、FPGの増資による増資によるものであり、増資された金額を記載しております。

当期(四半期)純利益



1株当たり当期(四半期)純利益金額



①(注)5(注)6、平成21年11月30日付で株式会社FPGに1,000株、平成23年4月1日付で株式会社FPGに200株の株式取得を行っております。上記2回に於ける株式取得は、FPGの増資による増資によるものであり、増資された金額を記載しております。
②(注)5、平成23年11月30日付で株式会社FPGに200株の株式取得を行っております。上記2回に於ける株式取得は、FPGの増資による増資によるものであり、増資された金額を記載しております。

第7期～第10期の財務諸表及び第11期第3四半期の財務諸表につきましては、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査及び四半期レビューを受けておりますが、第6期の財務諸表については監査を受けておりません。

4 事業の内容

FPG Financial Products Group

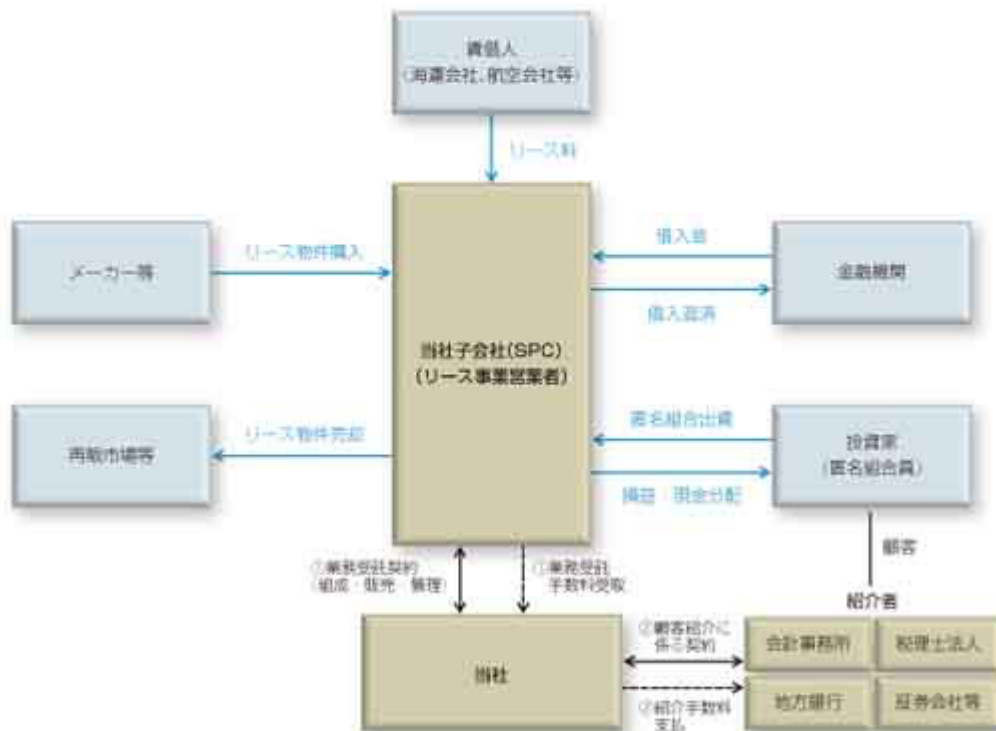
当社の企業集団は、当社（株式会社FPG）及び子会社94社（平成23年9月30日現在）から構成されており、タックス・リース・アレンジメント事業を中心に、その他事業（保険仲立人業、M&Aアドバイザー業等）を行っております。

■ タックス・リース・アレンジメント事業について

当該タックス・リース・アレンジメント事業では、当社が、海上輸送用コンテナ、船舶及び航空機を対象とし、主に投資家が税の繰り延べ効果を受取できるオペレーティング・リース事業（注）をアレンジメントしており、当社の子会社（いわゆるSPCと呼ばれる法人、以下「当社子会社（SPC）」という。）がリース事業営業者となって、当該リース事業を遂行します。

（注）本ページ及びこれに続く写真・図表等における「オペレーティング・リース事業」とは、主に以下の要素を持つ一連の仕組みを指し、一般に「日本型オペレーティング・リース」と呼ばれております。詳細は本文「第四部 組込情報 有価証券報告書（第10期）」に記載の「一般的なオペレーティング・リース事業の仕組み（ご参考）」をご覧ください。

- ・当社子会社（SPC）が、投資家との間で匿名組合契約を締結し、出資を受け入れ、また金融機関から資金調達を行う。
- ・調達した資金により海上輸送用コンテナ、船舶及び航空機といった物件を取得し、オペレーティング・リースにより賃貸を行う。
- ・投資家が、当該事業の損益を、投資家自身の決算に取り込むことで、課税の繰り延べ効果を受取できる。また、リース物件売却によるキャピタルゲインも享受できる。



（注）投資家は、匿名組合出資を行うことで、「匿名組合契約に基づく権利」を取得します。当該「匿名組合契約に基づく権利」は、金融商品取引法第2条第2項第5号の有価証券に該当します。

- ①当社は、当社子会社（SPC）から、組成、販売、管理のリース事業の運営に必要な全ての業務を受託し、当社が代わりに業務を行うことで、当社子会社（SPC）から、手数料を得ております。当社子会社（SPC）は、匿名組合の出資総額及びリース料から、当該手数料を支払います。
- ②当社は、全国の会社事務所・税理士法人・地方銀行・証券会社等と顧客紹介に係る契約を締結し、その顧客（投資家）を紹介して頂きます。当社は、投資家に対して直接、商品説明を行い、成約に至った場合には、紹介者に紹介手数料を支払っております。

当社がタックス・リース・アレンジメント事業を行うに際しての業務の流れ(案件受注からリース満了まで)は以下のとおりです。

当社は、以下の一連の業務を、組成、販売、管理の各業務に区分したうえで、その各業務に対応した手数料を、当社子会社(SPC)から得ております。当社では、組成に関しては、アレンジメント・フィー、販売に関しては、販売手数料、管理に関しては、管理料として各々売上上に計上しております。

業務の流れ		売上
【組成】 1. 案件受注	入札、または個別交渉の結果、航空会社、海運会社等の賃借人から、リース事業を受注することで、当社の業務を開始します。	
【組成】 2. 案件組成	賃借人が要求するリース条件、金融機関からの借入条件、投資家への販売予定額等の諸条件を総合的に勘案し、当社子会社(SPC)において、オペレーティング・リース事業を組成します。	① アレンジメント・フィー
【販売】 3. 私募の取扱い	リース開始日以前は、投資家に対して当社子会社(SPC)の匿名組合契約に基づく権利の取得勧誘を行います。 この勧誘行為は、金融商品取引法上、有価証券の私募の取扱いに該当します。	② 販売手数料
【組成】 4. リース開始	リース契約に基づき、当社子会社(SPC)においてオペレーティング・リース事業が開始されます。	
【販売】 5. 地位譲渡	リース開始日以後、当社子会社(SPC)に匿名組合契約に基づく権利の未販売分がある場合には、投資家に対して、当社が取得した当該権利の地位譲渡を行います(注)。この譲渡行為は、金融商品取引法上の有価証券の売買に該当します。	③ 販売手数料
【管理】 6. 案件管理	オペレーティング・リース事業の運営に係る匿名組合契約に基づく報告、当社子会社(SPC)の会社運営上必要とされる記録、税務申告等一切の管理業務を行います。	④ 管理料
【組成】 7. リース満了	リース期間満了後、リース物件の売却、借入金の返済等を行い、残余財産を投資家に分配します。	

(注) リース開始日時時点で、当社子会社(SPC)に匿名組合契約に基づく権利の未販売分がある場合には、当社は、投資家に地位譲渡することを前提に一時的に立替取得を行います。当該立替取得した額は、投資家に地位譲渡するまで、貸借対照表上の「商品出資金」に計上しております。

売上区分	内容	売上計上時期	手数料の決定方法
① アレンジメント・フィー	案件組成に対する手数料	「3. 私募の取扱い」の場合 当社子会社(SPC)が、投資家から匿名組合契約に基づく出賃を受け入れ、リースを開始した時点(注)	オペレーティング・リース事業の組成に際して、賃借人、金融機関等と交渉して決定した手数料やその他の市場実勢を参考にして決定
② 販売手数料	投資家に対して匿名組合契約に基づく権利を取引することによって得られる手数料	「5. 地位譲渡」の場合 当社が、投資家と匿名組合契約の地位譲渡契約を締結し、投資家から譲渡代金の入金があった時点(注)	
④ 管理料	管理業務を行うことによる手数料	管理期間に対応した額を売上計上	

なお、各手数料について、当社は、主にオペレーティング・リース事業のリース開始時に、当社子会社(SPC)から收受しますが、①②については、当社では売上計上時期まで、前受金に計上しております(②についてはリース開始時に売上計上します)。

(注) 原則的な方針を示しており、案件の契約条件によっては、異なる方法を採用する場合があります。

匿名組合契約に基づく権利は、金融商品取引法第2条第2項第5号の有価証券に該当するため、当社が行う販売行為は、金融商品取引法上の有価証券の私募の取扱い及び有価証券の売買に該当します。そのため、当社は、第二種金融商品取引業者の登録を行い、各種規制を遵守するための体制を整備・運用しております。

■ その他事業について

当社において、保険仲立人業、M&Aアドバイザー業、銀行代理業、金融商品仲介業を行っております。

保険仲立人業は、顧客である保険契約者と保険会社との間に立って、保険会社から独立した立場で保険契約者のために最適な保険契約の締結に向けて尽力し、保険契約が成約した際には、保険会社から所定の手数料を得ております。

M&Aアドバイザー業は、顧客の事業の売却等に関して、仲介・アドバイザー契約を締結し、手数料を得るとともに、事業の売却等が成約した際には、所定の成功報酬を得ます。

銀行代理業は、顧客に対して、所属金融機関が取り扱う預金口座開設の媒介を行っており、金融商品仲介業については、顧客に対して、所属金融商品取引業者が取り扱う金融商品の媒介を行っております。いずれも顧客と所属金融機関・所属金融商品取引業者との間で成約することで、所定の手数料を得ております。

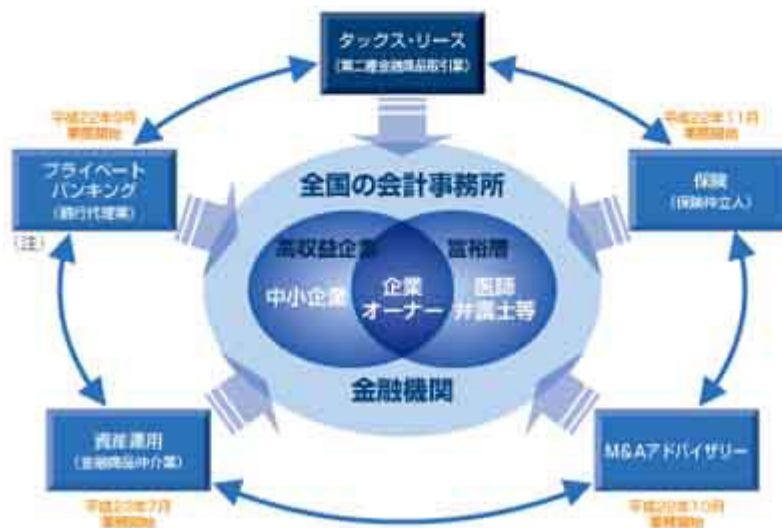
5 対処すべき課題

FPG Financial Products Group

当社は、対処すべき課題として「成長戦略の推進」、「経営基盤の強化」、「ステークホルダーとの良好な関係維持」を中心となる命題として掲げておりますが、「成長戦略の推進」の一環として収益構造の多角化を図ってまいります。

当社は、タックス・リース・アレンジメントを主要な事業としておりますが、現在取扱うオペレーティング・リース事業以外の商品で、当社の販売力を活用できるような商品を提供することができれば、新規顧客の獲得機会の拡大、既存顧客に対する新たな商品の提供が可能となり、収益の安定化を図ることが可能となります。

当社は、タックス・リース・アレンジメント事業以外に、保険仲立人業、M&Aアドバイザー業、銀行代理業、金融商品仲介業を行っておりますが、今後、取扱商品の拡大を検討するなど、多様な金融商品を提供するワンストップ型ファイナンシャルサービス業を目指してまいります。またタックス・リース・アレンジメント事業以外の既存事業につきましても、他社との提携の推進、積極的な人材採用等により、収益の拡大を図ってまいります。



(注) 現在のところ「プライベートバンキング」(銀行代理業)においては預金口座開設の媒介業務を行っております。

6 タックス・リース・アレンジメント事業の展開状況

FPG Financial Products Group

当社では、海上輸送用コンテナ、船舶及び航空機を対象にしたタックス・リース・アレンジメント事業を行っております。下記写真は当社グループのリース対象物件の一例です。

海上輸送用コンテナ



(注) 左記は、当社子会社（SPC）が営業者として保有する海上輸送用コンテナのイメージです。

【賃借人】

Aratrans Transport And Logistics Services LLC (UASC (United Arab Shipping Company) 子会社)

船 舶



©NYK

(注) 左記は、当社子会社（SPC）である株式会社SHIP第1号～第4号が営業者として保有する自動車運搬船です。

【賃借人】

日本郵船株式会社（NYK）

航 空 機



(注) 左記は、当社子会社（SPC）である株式会社ALIP第5号及び第7号が営業者として保有する航空機です。

【賃借人】

Deutsche Lufthansa AG

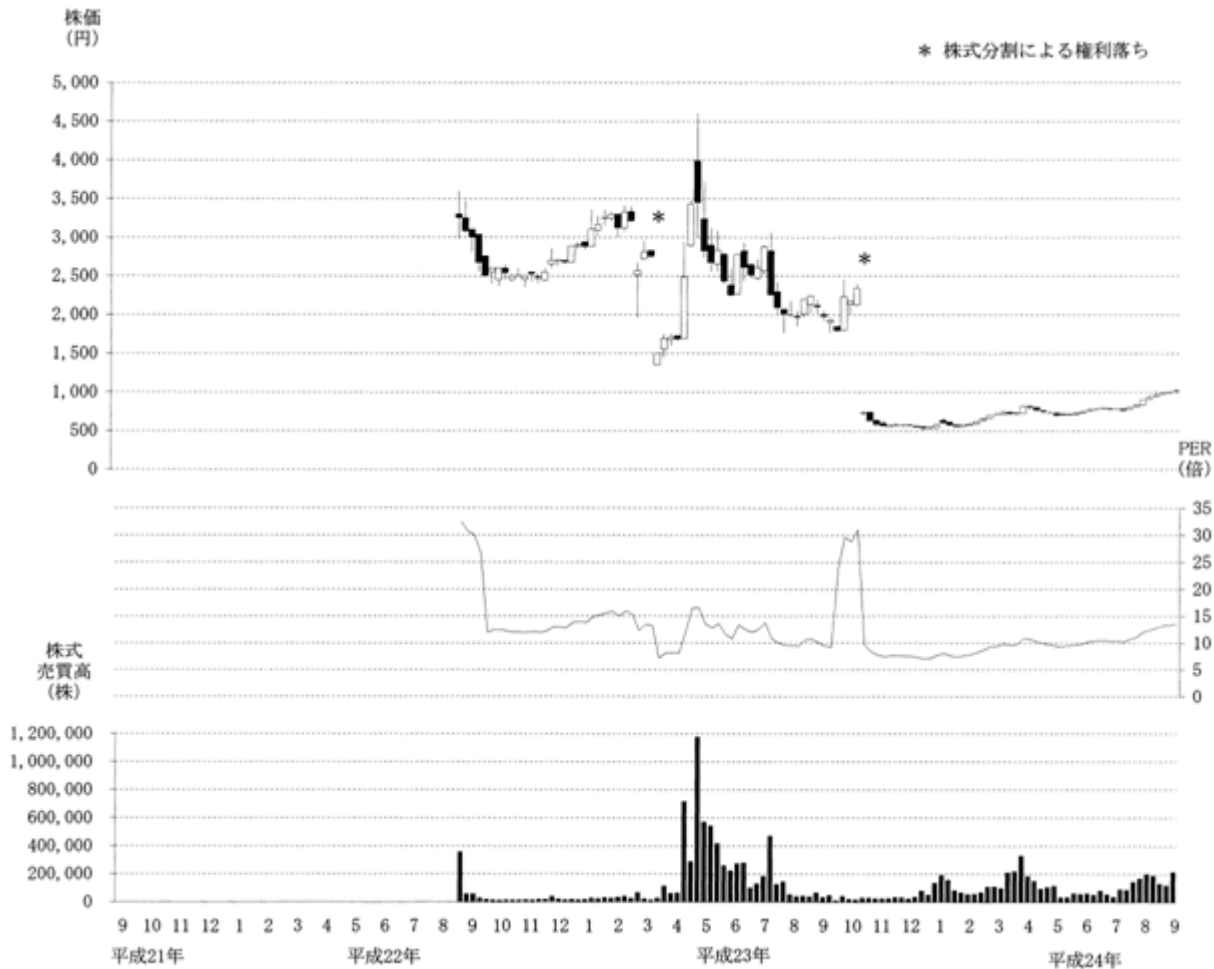
・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

（株価情報等）

1 【株価、P E R 及び株式売買高の推移】

平成22年9月7日から平成23年10月2日までの株式会社大阪証券取引所及び平成23年10月3日から平成24年9月21日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。

なお、当社株式は、平成22年9月7日をもって株式会社大阪証券取引所に上場いたしましたので、それ以前の株価、P E R 及び株式売買高について該当事項はありません。



（注）1 ・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。

- ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
- ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

2 P E R の算出は、以下の算式によります。

$$\text{P E R (倍)} = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益}}$$

- ・平成22年9月7日から平成22年9月30日については、平成22年8月2日提出の有価証券届出書の平成21年9月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を1,000で除した数値を使用（平成21年12月26日付で株式1株につき1,000株の株式分割を行っているため。）。
- ・平成22年10月1日から平成23年9月30日については、平成22年9月期有価証券報告書の平成22年9月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を2で除した数値を使用（平成23年4月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っているため。）。
- ・平成23年10月1日から平成24年9月21日については、平成23年9月期有価証券報告書の平成23年9月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を3で除した数値を使用（平成23年11月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っているため。）。

2【大量保有報告書等の提出状況】

平成24年3月28日から平成24年9月21日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出状況は、以下のとおりであります。

提出者 (大量保有者)の氏名又は名称	報告義務発生日	提出日	区分	保有株券等の総数 (株)	株券等の保有割合 (%)
谷村 尚永	平成24年3月27日	平成24年3月29日	変更報告書 (注) 1	4,624,400	62.39
谷村 真紀				168,000	2.27
谷村 尚永	平成24年8月27日	平成24年8月31日	変更報告書 (注) 2	924,400	12.47
谷村 真紀				168,000	2.27
HTホールディングス株式会社				3,700,000	49.92

(注) 1 谷村尚永及び谷村真紀は共同保有者であります。

2 谷村尚永、谷村真紀及びHTホールディングス株式会社は共同保有者であります。

3 上記大量保有報告書等は関東財務局に、また大量保有報告書等の写しは当社普通株式が上場されている株式会社東京証券取引所に備置され、一般の縦覧に供されております。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第10期）及び四半期報告書（第11期第3四半期）（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成24年9月28日）までの間において変更及び追加すべき事項が生じております。以下の内容は当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については、_____ 〆で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は以下「事業等のリスク」に記載した事項を除き本有価証券届出書提出日（平成24年9月28日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

[事業等のリスク]

本有価証券届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成24年9月28日）現在において当社が判断したものであります。

(1) オペレーティング・リース事業固有のリスクについて

当社は、収益の大半をタックス・リース・アレンジメント事業に依存していることから、以下のリスクが顕在化した場合には、当社の業績に大きな影響を与える可能性があります。

なお、当社のタックス・リース・アレンジメント事業は、当社子会社（S P C）を用いたオペレーティング・リース事業により行っており、当該オペレーティング・リース事業に係るリスクには以下のものがあります。

賃借人の倒産等の影響を受けるリスク

賃借人についての破産手続、民事再生手続又は会社更生手続等の法的倒産手続の開始など、何らかの理由で賃借人から当社子会社（S P C）に対してリース料が支払われない事態が生じた場合には、オペレーティング・リース事業の収支が悪化して、当該事業に投資している投資家が損失を被る可能性があります。

この場合、当社が組成するオペレーティング・リース事業に対する投資家の投資意欲が減退するなどして当社が組成する新規のオペレーティング・リース事業への投資を募ることが困難となるなどの可能性があり、その結果、匿名組合契約に基づく権利の販売が減少する等して、当社が受け取る業務受託手数料が減少し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

当社は、賃借人の倒産等のリスクを減少させるため、世界的にも大手の海運会社及び航空会社を中心にオペレーティング・リース事業の組成を行っております。また、万が一、賃借人について法的倒産手続が開始された場合にも、リース物件の売却や新たな賃借人を見つけることなどにより、リース料が支払われないことによって、オペレーティング・リース事業の収支が悪化することを回避する方針であります。もっとも、かかる対処にもかかわらず、不測の事態が生じた場合には、当該事業の収支が悪化する可能性は否定できず、この場合、投資家の投資意欲が減退し、匿名組合契約に基づく権利の販売額が減少する等して、当社の業務受託手数料等が減少し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

将来のリース物件売却価額の変動リスク（残存価格リスク）

リース期間終了後、賃借人がリース物件を購入しない場合には、当社子会社（S P C）は市場を通じて第三者に売却することになりますが、当初想定したリース物件の売却価額より低い価額でしか売却できない事態が生じた場合には、オペレーティング・リース事業の収支が悪化して、当該事業に投資している投資家が損失を被る可能性があります。

この場合、当社が組成するオペレーティング・リース事業に対する投資家の投資意欲が減退するなどして当社が組成する新規のオペレーティング・リース事業への投資を募ることが困難となるなどの可能性があり、その結果、匿名組合契約に基づく権利の販売額が減少する等して、当社の業務受託手数料が減少し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

当社は、リース物件の売却価額について、事案によっては残価保証会社による残価保証を利用することにより一定額以上のリース物件の換価を確保するなどして価格変動のリスクに対処しております。もっともかかる対処にもかかわらず、不測の事態が発生した場合における当該事業の収支が悪化する可能性は否定できず、この場合、投資家の投資意欲が

減退し、匿名組合契約に基づく権利の販売額が減少する等して、当社の業務受託手数料等が減少し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

商品出資金に計上している匿名組合契約に基づく権利について

当社は、当社子会社（SPC）に係る匿名組合契約に基づく権利について投資家にこれを譲渡することを前提に一時的に取得する場合があります。当該匿名組合契約に基づく権利を貸借対照表の「流動資産の部」に通常の「出資金」とは区別して「商品出資金」として取得価額で計上しております。

従って、当社が当該商品出資金を保有している間に、リース物件の価値の下落、賃借人の信用の悪化、為替相場が円高になるなどの事由により当該商品出資金の価値が取得価額を下回った場合には、当社は当該商品出資金について評価損または譲渡損を計上することになり、当社の業績に影響を与える可能性があります。

また、当社が保有する商品出資金を譲渡する投資家を最終的に見つけることができなかった場合には、当社が当該商品出資金の譲渡に伴い受け取ることを見込んでいた業務受託手数料を受け取ることができず、また、かかる場合には、当該商品出資金に係る持分について、当社が投資家として、オペレーティング・リース事業に関与することになるため、リース物件の価額の下落等の事情が生じることにより、当該持分への出資金の全部または一部を回収できなくなる可能性があります。これらの場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

為替リスク

() 当社の業務受託料の換算額に対する影響

当社が、当社子会社（SPC）から受け取る業務受託手数料は、主に外貨建てとなっております。このため、為替相場が円高になった場合には、当該業務受託手数料を円に換算した時に為替相場の変動の影響を受ける結果、当該業務受託手数料が当初の想定額よりも少なくなることにより、当社の業績に影響を与える可能性があります。

() 新規オペレーティング・リース事業に対する影響

当社が組成するオペレーティング・リース事業では、リース物件の売却が外貨で行われる場合で、当該オペレーティング・リース事業の組成時点の為替レートよりも円高となった場合には、投資家にとって、オペレーティング・リース事業の円換算後の損益が悪化し、当該事業に投資している投資家が損失を被る可能性があります。

また、リース期間満了時に、投資家が受け取る出資金は外貨建てが多く、出資時よりも円高となった場合、受取額が当初出資額よりも減少し、投資家にとって、オペレーティング・リース事業の円換算後の収支が悪化し、当該事業に投資している投資家が損失を被る可能性があります。

このように、投資家が、将来、円高となってオペレーティング・リース事業の損益または収支が悪化し、損失を被ると予測する場合には、投資家の投資意欲が減退するなどして、当社が組成する新規のオペレーティング・リース事業への投資を募ることが困難となるなどの可能性があります。その結果、匿名組合契約に基づく権利の販売額が減少する等して、当社の業務受託手数料が減少し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

() 商品出資金の譲渡に対する影響

当社が、外貨建てで取得した商品出資金を投資家に円建てで譲渡するにあたり、当該商品出資金の地位譲渡価格をオペレーティング・リース事業組成時点の為替レートの水準に基づいて決定しております。

このため、当該商品出資金の取得後に急激に為替相場が円高傾向になった場合には、当該オペレーティング・リース事業の組成時点の為替レート水準に基づいて決定された円建ての地位譲渡価格が、地位譲渡時点における円建てでの為替レート水準で算定される商品出資金の価格に比して割高になり、投資家の投資意欲が減退し、当該商品出資金を購入する投資家が減少するなどの事由により、当初の販売計画に遅れが生じ、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(2) 法的規制について

金融商品取引法

オペレーティング・リース事業において締結される匿名組合契約、または任意組合契約に基づく投資家の権利は、金融商品取引法第2条第2項第5号の有価証券に該当するため、当社は金融商品取引法及び金融商品販売法をそれぞれ遵守する必要があります。

この点、当社はオペレーティング・リース事業において、匿名組合契約等に基づく権利を含む匿名組合出資持分等の私募の取扱い等の業務を行っているため、金融商品取引法第29条に基づく第二種金融商品取引業の登録を受けております。金融商品取引法では、第52条にて、登録の取消、業務の停止等となる要件を定めており、これに該当した場合、当社に対して登録の取消、業務の停止が命じられることがあります。

当社は、かかる業務を行うにあたり法令規則等の遵守を徹底しており、本有価証券届出書提出日現在において、かかる登録の取消事由に該当する事実はないと認識しておりますが、今後、何らかの事由により当社が登録の取消や業務の停止命令の行政処分等を受けた場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

税務その他関連する法制

当社子会社（SPC）を用いたオペレーティング・リース事業は、現行の税務、会計その他当該事業に関連する法令等に基づきその組成を行っております。

当社は、オペレーティング・リース事業を組成する際に、個別に税理士、弁護士等から意見書を取得することなどにより、関連する法令等の内容及びその法解釈について必要な検証を行っております。しかしながら、将来、当該法令等が改正され若しくは新たに制定されることにより課税の取扱いに変更が生じた場合には、当社が組成するオペレーティング・リース事業に対する投資家の投資意欲が減退して当社の組成する新規のオペレーティング・リース事業への投資を募ることが困難となるなどの可能性があります。その結果、匿名組合契約に基づく権利の販売額が減少する等して、当社の業務受託手数料が減少し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

過去においては、平成17年度税制改正における「租税特別措置法第67条の12（組合事業に係わる損失がある場合の課税の特例）」により、営業者が投資家へ分配される損失及び利益のうち、投資家が損金として計上できる額は出資額を上限とするなど、税当局による規制強化が図られております。

また、将来、会計基準が改正され、オペレーティング・リース取引における賃借人にとってのオフバランス効果が減少した場合には、オペレーティング・リース事業の組成案件数が減少するなどして、当社の業績に影響を与える可能性があります。

銀行法、保険業法、その他関連する法令等

当社は、タックス・リース・アレンジメント事業以外に、保険仲立人業、銀行代理業、金融商品仲介業等のその他事業を展開しており、銀行法、保険業法、金融商品取引法に基づき、銀行代理業の許可の取得、保険仲立人の登録、金融商品仲介業の登録を行っております。これらの業務を行うためには、保険業法、銀行法、金融商品取引法、個人情報保護法、その他関連する法令等を遵守する必要があります。

当社は、かかる業務を行うにあたり法令規則等の遵守を徹底しており、本有価証券届出書提出日現在において、かかる登録・許可の取消事由に該当する事実はないと認識しておりますが、今後、何らかの事由により当社が業務停止命令や登録の取消等の行政処分等を受けた場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(3) 特定業種への依存について

オペレーティング・リース事業の対象物件は、海上輸送用コンテナ、船舶及び航空機が中心のため、海運業界や航空業界の設備投資動向にオペレーティング・リースの組成動向が影響を受ける可能性があり、結果として当社の業績に影響を与える可能性があります。

また海運業界や航空業界の業績次第では、投資家の賃借人への信頼度が低下したり、リース期間終了時の物件売却価額が低下する可能性があるため、投資家の投資意欲が減退し、匿名組合契約に基づく権利の販売額が減少する等して、当社の業務受託手数料等が減少し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(4) 第2四半期または第4四半期の業績偏重について

当社の販売する匿名組合事業契約に基づく権利につきましては、その初回損益分配時期までに出資することにより投資効果が得られますが、国内法人の傾向として、3月決算もしくは9月決算が多いため、投資額も3月もしくは9月に集中する傾向があります。これにより、当社の業績は第2四半期または第4四半期に偏重する傾向があり、今後も同様の傾向が続く可能性があります。なお、初回損益分配時期が到来する案件の多寡、販売状況等、様々な要因で上記の通りにならない可能性もあります。

第8期、第9期及び第10期における当社の四半期売上高及び通期売上高に対する比率は以下のとおりであります。

第8期 (平成20年10月1日～平成21年9月30日)

	第1四半期 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	第2四半期 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)	第3四半期 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	第4四半期 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
売上高(千円)	127,068	259,492	112,979	357,380
通期売上高に占める比率 (%)	14.8	30.3	13.2	41.7

第9期 (平成21年10月1日～平成22年9月30日)

	第1四半期 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	第2四半期 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	第3四半期 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	第4四半期 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
売上高(千円)	293,834	591,404	241,059	495,639
通期売上高に占める比率 (%)	18.1	36.4	14.9	30.6

第10期 (平成22年10月1日～平成23年9月30日)

	第1四半期 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	第2四半期 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	第3四半期 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	第4四半期 (自平成23年7月1日 至平成23年9月30日)
売上高(千円)	712,148	553,306	207,060	519,954
通期売上高に占める比率 (%)	35.7	27.8	10.4	26.1

(5) 個人情報・機密情報の取扱いについて

当社は、タックス・リース・アレンジメント事業及びその他事業において、顧客・紹介者の個人情報・機密情報を取得・保有しております。

当社は、外部からの不正アクセスおよびウイルス感染の防御、内部管理体制の強化等の対策を行っておりますが、万一、当社が扱う個人情報・機密情報が外部に漏洩した場合は、行政処分、損害賠償、当社の信用力の低下等により、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(6) 金融資本市場及び経済状況の混乱による影響について

過去、リーマンショックが発生した際には、世界的な金融システムの混乱が生じ、金融業界の事業環境に、深刻な信用収縮、金融システムへの信頼性の低下、またそれを原因とした世界経済の悪化等、様々な影響が生じました。現在では、欧州債務危機等が、世界経済に与える影響が懸念されております。今後、世界経済の悪化や金融システムの不安定な状況が発生した場合、リース事業の組成・販売が困難になる可能性があります。そのような状況に陥った場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(7) 資金調達に関するリスク

当社は、当社子会社（SPC）に係る匿名組合契約に基づく権利を、投資家にこれを譲渡することを前提に一時的に取得する場合があります。その取得資金は、自己資金による他、借入等の資金調達によっております。資金調達は、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするコミットメントライン契約に基づく借入金（平成23年10月契約）、株式会社みずほ銀行とのコミットメントライン契約に基づく借入金（平成24年1月契約）、その他コミットメントライン契約及び当座貸越契約を含む各金融機関からの借入金によっております。本有価証券届出書提出日現在で、コミットメントライン契約及び当座貸越極度額の総額は、98.5億円で設定しており、これらの契約の大部分は、その契約期間が概ね1年です。世界経済の悪化等何らかの理由により、コミットメントライン契約及び当座貸越契約を更新できない場合、またはその他の借入を実行できなくなった場合には、当社にとって必要な資金をタイムリーに調達できなくなることから当社の業績に影響を与える可能性があります。

(8) 連結の範囲決定に関する事項

特別目的会社（SPC）の連結会計上の取扱について

平成20年5月13日に「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第22号）が公表されたことに伴い、当社は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第1項第2号に基づき、当社の子会社を連結の範囲に含めることで利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがある子会社と判断し、連結の範囲から除いております。

今後、新たな基準の設定や、実務指針等の公表により、特別目的会社（SPC）に関する連結範囲の決定について、当社が採用している方針と大きく異なる会計方針が確立された場合には当社の連結範囲決定方針においても大きな変更が生じ、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(9) 財務制限条項について

当社のコミットメントライン契約及び借入契約には、財務制限条項が付されているものがあり、当社の業績が悪化した場合には、財務制限条項に抵触し、借入について期限の利益を喪失する可能性があります。期限の利益を喪失し、一括返済が求められた場合、当社の事業運営に重大な影響を生じる可能性があります。

本有価証券届出書提出日現在、財務制限条項が付されている借入は以下のとおりであります。

コミットメントライン契約（借入極度額44.5億円）に付されている財務制限条項（平成23年10月契約）

（ ）平成23年9月期末日以降の各事業年度末日及び各第2四半期会計期間末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成22年9月期末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。

（ ）平成23年9月期末日以降の各事業年度末日及び各第2四半期会計期間末日における単体の損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。

当座貸越契約（貸越極度額5億円）に付されている財務制限条項（平成23年11月契約）

（ ）単体の各年度の第1四半期、第2四半期、第3四半期及び本決算期の各末日における単体の貸借対照表の純資産の部の金額を、平成23年9月の末日における単体の貸借対照表の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。

（ ）単体の各年度の第2四半期及び本決算期の損益計算書における経常損益について損失を計上しないこと。

コミットメントライン契約 (借入極度額15億円) に付されている財務制限条項 (平成24年1月契約)

- () 平成24年1月以降の各事業年度における単体決算 (第2四半期決算を含む) において、純資産の部の金額を平成23年9月期決算における純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- () 平成24年1月以降の各事業年度における単体決算 (第2四半期決算を含む) において、経常損益を黒字に維持すること。

コミットメントライン契約 (借入極度額5億円) に付されている財務制限条項 (平成24年4月契約)

- () 各年度の決算期及び第2四半期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額が、平成23年9月の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額の75%の金額以上であること。
- () 各年度の決算期及び第2四半期に係る単体の損益計算書上の経常損益に関して、経常損失を計上していないこと。

コミットメントライン契約 (借入極度額5億円) に付されている財務制限条項 (平成24年5月契約)

- () 各事業年度末日又は各第2四半期末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額が、平成23年9月の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額の75%以上であること。
- () 各事業年度又は各第2四半期における単体の損益計算書の経常損益を損失としないこと。

コミットメントライン契約 (借入極度額8億円) に付されている財務制限条項 (平成24年9月契約)

- () 本契約締結日以降の各事業年度における単体決算において、純資産の部の金額を前年同期比75%以上に維持すること。
- () 本契約締結日以降の各事業年度における単体決算 (第2四半期決算を含む) において、経常損益を損失としないこと。

(10) 重要な訴訟事件等に関わるリスク

当社及び子会社は、オペレーティング・リースを利用したタックス・リース・アレンジメント事業及びその他事業を展開していますが、これらに関連して、投資家・紹介先等より法的手続等を受ける可能性があります。当社及び子会社が今後当事者となる可能性のある訴訟、および法的手続きの発生や結果を予測することは困難ではありますが、当社及び子会社に不利な結果が生じた場合は、当社及び子会社の業績及び事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 小規模組織であること並びに優秀な人材の確保及び育成について

当社は第11期第3四半期会計期間の末日現在、常勤取締役4名、監査役3名、従業員47名と規模が比較的小さく、内部管理体制も規模に応じたものとなっております。当社は、今後の業務規模の拡大及び業務内容の多様化に対応するべく、人員の増強及び内部管理体制の一層の充実を図る予定ですが、人材等の増強が予定どおり進まなかった場合、または既存の人材が社外に流出した場合、当社の事業計画に遅れが生じ、当社の業績に影響を与える可能性があります。

また、当社は未だ成長途上にあり、事業の拡大をしていく上で、優秀な人材を適切な時期に確保し育成する必要があります。そのような人材が確保または育成されない場合には、当社の事業計画に遅れが生じ、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(12) 代表取締役社長への依存及び当社の事業推進体制について

当社の代表取締役社長である谷村尚永は、当社の創業者であるとともに、設立時より最高経営責任者であり、また、本有価証券届出書提出日現在、当社の発行済株式総数の12.32%（HTホールディングス株式会社（同氏が代表取締役を務める資産管理会社）の保有割合49.32%と合計した保有割合は61.64%）を保有する大株主であります。同氏は、オペレーティング・リース事業の組成・販売に関する豊富な経験と知識や、取引先、投資家等各分野に渡る人脈を有しており、また、経営方針や事業戦略等の立案及び決定を始め、当社の事業推進の中心的役割を担っていることから、当社における同氏への依存度は高いものとなっております。

このため当社では、取締役会や社内会議において、役職員の情報共有や経営組織の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めております。しかし、現時点においては、何らかの理由により同氏が当社の経営者として業務執行が困難となった場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第10期）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成24年9月28日）までの間において、次のとおり臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

当社は、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成23年12月26日に関東財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

(1) 株主総会が開催された年月日

平成23年12月22日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

当事業年度末の普通株式の配当金を1株につき70円といたします。

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役として、谷村尚永、上田直之、久保出健二、高橋和樹の4氏を選任いたします。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、安田正敏氏を選任いたします。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	賛成割合 (%)	決議の結果
第1号議案 剰余金の配当の件	19,379	4	0	97.84	可決
第2号議案 取締役4名選任の件					
谷村 尚永	19,379	4	0	97.84	可決
上田 直之	19,379	4	0	97.84	可決
久保出 健二	19,378	5	0	97.84	可決
高橋 和樹	19,378	5	0	97.84	可決
第3号議案 補欠監査役1名選任の件					
安田 正敏	19,372	11	0	97.81	可決

(注) 1 各議案の可決要件は次のとおりです。

第1号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

第2号及び第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成による。

2 賛成割合は、出席した株主の議決権の数（事前行使分及び当日出席分）に対する割合であります。また小数点第3位以下を切り捨てております。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使された議決権数及び当日出席の株主のうち当社が賛成、反対及び棄権の確認ができた議決権数の集計により、全ての議案は可決要件を満たしたことから、当日出席の株主のうち賛成、反対及び棄権の確認ができない議決権数は加算していません。

当社は、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を平成24年8月27日に関東財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主となるもの HTホールディングス株式会社

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	0個	0.00%
異動後	37,000個	49.93%

(注) 総株主等の議決権に対する割合は、平成24年3月31日現在の発行済株式総数7,411,800株から議決権を有しない株式数1,800株を控除した総株主の議決権の数74,100個を基準として算出しており、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(3) 当該異動の年月日

平成24年8月27日

(4) その他の事項

本報告書提出日現在の資本金の額 334,105,400円

本報告書提出日現在の発行済株式総数 7,411,800株

3 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第10期)「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況

(5) 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載された資本金について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成24年9月28日)までの間において、次のとおり増加しております。

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成24年9月14日 (注)1	90,000	7,501,800 (注)2	4,500	338,605	4,500	288,605

(注)1 新株予約権の行使による増加であります。

2 平成23年11月1日付をもって、1株を3株に株式分割したため、発行済株式総数が4,941,200株増加しております。その結果、発行済株式総数は、有価証券報告書(第10期)提出日現在では7,411,800株となっております。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第10期)	自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日	平成23年12月26日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第11期第3四半期)	自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日	平成24年8月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織 (E D I N E T) を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について (電子開示手続等ガイドライン) A 4 - 1 に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 8月13日

株式会社 F P G
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古谷 伸太郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長南 伸明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社 F P G の平成23年10月1日から平成24年9月30日までの第11期事業年度の第3四半期会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成23年10月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 F P G の平成24年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 . 四半期財務諸表の範囲には X B R L データ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年12月22日

株式会社 F P G
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松浦 康雄指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長南 伸明

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 F P G の平成21年10月1日から平成22年9月30日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 F P G の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成22年10月29日にコミットメントライン契約を締結している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社 F P G の平成22年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社 F P G が平成22年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社 (有価証券報告書提出会社) が別途保管しております。

2 . 財務諸表の範囲には X B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年12月22日

株式会社 F P G
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古谷 伸太郎指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長南 伸明

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 F P G の平成22年10月1日から平成23年9月30日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 F P G の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社 F P G の平成23年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社 F P G が平成23年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社 (有価証券報告書提出会社) が別途保管しております。

2 . 財務諸表の範囲には X B R L データ自体は含まれていません。